

# 条 例 議 案 の 概 要

—令和7年6月定例会—

## 目 次

議案第 58 号	町の区域の新設等に伴う関係条例の整理に関する条例について	1
議案第 59 号	盛岡市市税条例の一部を改正する条例について	12
議案第 60 号	盛岡市地区活動センター条例及び盛岡市地域交流活性化センター条例の一部を改正する条例について	20
議案第 61 号	盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について	25
議案第 71 号	専決処分につき承認を求めることについて (盛岡市市税条例の一部を改正する条例)	30

議案第 58 号

町の区域の新設等に伴う関係条例の整理に関する条例について

1 制定（改正）の趣旨

住居表示の実施のための町の区域の新設等に伴い、関係する条例に規定されている町及び字の名称等を整理しようとするものである。

2 条例（改正）の内容

次の6つの条例について、一部改正を行うものである。

(1) 盛岡市役所支所及び出張所設置条例（第3条）

- ・太田支所の所管区域の町名の整理

(2) 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（別表）

- ・町又は字の区域の全部若しくは一部が給水区域である町名の整理

(3) 盛岡市老人福祉センター条例（第2条）

(4) 盛岡市児童館条例（第2条）

- ・実施区域内に設置している公の施設の位置の整理

(5) 盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程（第3条）

(6) 盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程（第3条）

- ・施行地区に含まれる地域の名称の整理

3 施行期日

令和7年9月22日（住居表示実施期日と同日）

【第1条】盛岡市役所支所及び出張所設置条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市役所支所及び出張所設置条例 昭和33年6月20日条例第22号</p> <p>改正 略 令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市役所支所及び出張所設置条例 盛岡市役所支所設置条例（昭和30年条例第29号）の全部を改正する。</p> <p>第1条及び第2条 略 （所管区域）</p> <p>第3条 各支所の所管区域は、それぞれ次の各号に定める地域とする。</p> <p>（1）盛岡市役所青山支所の所管区域 青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、南青山町14番、16番、17番及び19番、西青山一丁目、西青山二丁目、西青山三丁目、月が丘一丁目、月が丘二丁目並びに月が丘三丁目</p> <p>（2）盛岡市役所築川支所の所管区域 東山二丁目4番から6番まで及び10番から19番まで並びに川目町並びに大字として区画される地域の砂子沢、根田茂、築川及び川目（第1地割から第14地割までに限る。）</p> <p>（3）盛岡市役所太田支所の所管区域 本宮五丁目5番から9番まで、太田一丁目、太田二丁目、太田三丁目、太田四丁目、太田五丁目、太田六丁目、太田七丁目、太田八丁目、上太田穴口、上太田上瀬、上太田中瀬、上太田碓、上太田田中留、上太田三枚橋、上太田大堀、上太田樋ノ口、上太田赤前口、上太田沼館、上太田若宮、上太田中屋敷、上太田細工、上太田上吉本、上太田小田屋敷、上太田狄森、上太田小細工、上太田十文字、上太田上狄森、上太田森合、上太田岡沼、上太田四ツ家、上太田中関、上太田吉本、上太田窪屋敷、上太田上ノ畑、上太田上村、上太田関端、上太田畑中、上太田弘法清水、上太田下法丁、上太田上ノ野、上太田金財、上太田瘦野、上太田清水田、上太田田屋、上太田下川戸、上太田上田中、上太田田中、上太田館、上太田松ノ木、上太田上野屋敷、上太田八千刈、上太田北田、上太田八ツ口、上太田川後、上太田半在家、上太田細田、上太田神子塚、上太田上川原、上太田川原、上太田下中屋敷、上太田下川原、上太田蔵戸、上太田蔵戸前、中太田方八丁、中太田法丁、中太田吉原、中太田小沼、中太田深持、中太田官台、中太田屋敷田、中太田泉田、中太田八卦、中太田北太田、中太田新田、下太田新堰端、下太田方八丁、下太田宮田、下太田林崎、下太田谷地、下太田杉田、下太田田端、下太田田中、下太田沢田、下太田下川原、下太田新田、猪去釈迦堂、猪去細越、猪去上平、猪去上猪去、猪去田面野木、猪去早俄上、猪去三枚橋、猪去堰合、猪去藤松、猪去的場、猪去大道、猪去畑中、猪去橋場、猪去大橋、猪去一本木、猪去外久保、猪去米倉、上鹿妻横道、上鹿妻飯ノ森、上鹿妻二ツ沢、上鹿妻蟹沢、上鹿妻朴、上鹿妻朴前、上鹿妻寺地、上鹿妻夜鷹、上鹿妻竹花前、上鹿妻茂吉、上鹿妻田貝、上鹿妻五兵衛新田、上鹿妻與市新田、上鹿妻中島、上鹿妻竹鼻、上鹿妻天沼、上鹿妻清水田、上鹿妻野中、上鹿妻切付、上鹿妻小和田、上鹿妻山崎、上鹿妻稻荷前、上鹿妻稻荷場及び大字として区画される地域の繁</p> <p>（4）盛岡市役所都南総合支所の所管区域 湯沢東一丁目、湯沢東二丁目、湯沢東三丁目、湯沢西一丁目、湯沢西二丁目、湯沢西三丁目、湯沢南一丁目、湯沢南二丁目、流通センター北一丁目、津志田町一丁目、津志田町二丁目、津志田町三丁目、津志田西一丁目、津志田西二丁目、津志田中央一丁目、津志田中央二丁目、津志田中央三丁目、津志田南一丁目、津志田南二丁目、津志田南三丁目、北飯岡一丁目、北飯岡二丁目、北飯岡三丁目及び北飯岡四丁目並びに大字として区画される地域の東見前、西見前、三本柳、津志田、永井、下飯岡、上飯岡、飯岡新田、羽場、湯沢、乙部、大ケ生、黒川及び手代森</p> <p>2 各出張所の所管区域は、それぞれ次の各号に定める地域とする。</p> <p>（1）盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所の所管区域 湯沢東一丁目、湯沢東二丁目、湯沢東三丁目、湯沢西一丁目、湯沢西二丁目、湯沢西三丁目、湯沢南一丁目、湯沢南二丁目、流通センター北一丁目、北飯岡一丁目、北飯岡二丁目、北飯岡三丁目及び北飯岡四丁目並びに大字として区画される地域の飯岡、上飯岡、飯岡新田、羽場及び湯沢</p> <p>（2）盛岡市役所都南総合支所乙部出張所の所管区域 大字として区画される地域の乙部、大ケ生、黒川及び手代森</p>	<p>○盛岡市役所支所及び出張所設置条例 昭和33年6月20日条例第22号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市役所支所及び出張所設置条例 盛岡市役所支所設置条例（昭和30年条例第29号）の全部を改正する。</p> <p>第1条及び第2条 略 （所管区域）</p> <p>第3条 各支所の所管区域は、それぞれ次の各号に定める地域とする。</p> <p>（1）盛岡市役所青山支所の所管区域 青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、南青山町14番、16番、17番及び19番、西青山一丁目、西青山二丁目、西青山三丁目、月が丘一丁目、月が丘二丁目並びに月が丘三丁目</p> <p>（2）盛岡市役所築川支所の所管区域 東山二丁目4番から6番まで及び10番から19番まで並びに川目町並びに大字として区画される地域の砂子沢、根田茂、築川及び川目（第1地割から第14地割までに限る。）</p> <p>（3）盛岡市役所太田支所の所管区域 本宮五丁目5番から9番まで、上太田穴口、上太田上瀬、上太田中瀬、上太田碓、上太田田中留、上太田三枚橋、上太田大堀、上太田樋ノ口、上太田赤前口、上太田沼館、上太田若宮、上太田中屋敷、上太田細工、上太田上吉本、上太田小田屋敷、上太田狄森、上太田小細工、上太田十文字、上太田上狄森、上太田森合、上太田岡沼、上太田四ツ家、上太田中関、上太田吉本、上太田窪屋敷、上太田上ノ畑、上太田上村、上太田関端、上太田畑中、上太田弘法清水、上太田下法丁、上太田上ノ野、上太田金財、上太田瘦野、上太田清水田、上太田田屋、上太田下川戸、上太田上田中、上太田田中、上太田館、上太田松ノ木、上太田上野屋敷、上太田八千刈、上太田北田、上太田八ツ口、上太田川後、上太田半在家、上太田細田、上太田神子塚、上太田上川原、上太田川原、上太田下中屋敷、上太田下川原、上太田蔵戸、上太田蔵戸前、中太田方八丁、中太田法丁、中太田吉原、中太田小沼、中太田深持、中太田官台、中太田屋敷田、中太田泉田、中太田八卦、中太田北太田、中太田新田、下太田新堰端、下太田方八丁、下太田宮田、下太田林崎、下太田谷地、下太田杉田、下太田田端、下太田田中、下太田沢田、下太田下川原、下太田新田、猪去釈迦堂、猪去細越、猪去上平、猪去上猪去、猪去田面野木、猪去早俄上、猪去三枚橋、猪去堰合、猪去藤松、猪去的場、猪去大道、猪去畑中、猪去橋場、猪去大橋、猪去一本木、猪去外久保、猪去米倉、上鹿妻横道、上鹿妻飯ノ森、上鹿妻二ツ沢、上鹿妻蟹沢、上鹿妻朴、上鹿妻朴前、上鹿妻寺地、上鹿妻夜鷹、上鹿妻竹花前、上鹿妻茂吉、上鹿妻田貝、上鹿妻五兵衛新田、上鹿妻與市新田、上鹿妻中島、上鹿妻竹鼻、上鹿妻天沼、上鹿妻清水田、上鹿妻野中、上鹿妻切付、上鹿妻小和田、上鹿妻山崎、上鹿妻稻荷前、上鹿妻稻荷場及び大字として区画される地域の繁</p> <p>（4）盛岡市役所都南総合支所の所管区域 湯沢東一丁目、湯沢東二丁目、湯沢東三丁目、湯沢西一丁目、湯沢西二丁目、湯沢西三丁目、湯沢南一丁目、湯沢南二丁目、流通センター北一丁目、津志田町一丁目、津志田町二丁目、津志田町三丁目、津志田西一丁目、津志田西二丁目、津志田中央一丁目、津志田中央二丁目、津志田中央三丁目、津志田南一丁目、津志田南二丁目、津志田南三丁目、北飯岡一丁目、北飯岡二丁目、北飯岡三丁目及び北飯岡四丁目並びに大字として区画される地域の東見前、西見前、三本柳、津志田、永井、下飯岡、上飯岡、飯岡新田、羽場、湯沢、乙部、大ケ生、黒川及び手代森</p> <p>2 各出張所の所管区域は、それぞれ次の各号に定める地域とする。</p> <p>（1）盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所の所管区域 湯沢東一丁目、湯沢東二丁目、湯沢東三丁目、湯沢西一丁目、湯沢西二丁目、湯沢西三丁目、湯沢南一丁目、湯沢南二丁目、流通センター北一丁目、北飯岡一丁目、北飯岡二丁目、北飯岡三丁目及び北飯岡四丁目並びに大字として区画される地域の飯岡、上飯岡、飯岡新田、羽場及び湯沢</p> <p>（2）盛岡市役所都南総合支所乙部出張所の所管区域 大字として区画される地域の乙部、大ケ生、黒川及び手代森</p>

改正後	改正前
<p>(3) 盛岡市役所玉山総合事務所蕨川出張所の所管区域 大字として区画される地域の蕨川</p> <p>(4) 盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所の所管区域 大字として区画される地域の玉山、日戸、川又及び上田（字糠森及び字小野松に限る。）</p> <p>(5) 盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所の所管区域 大字として区画される地域の松内、好摩、玉山永井、寺林、巻堀及び玉山馬場</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和7年条例第 号）</p> <p>この条例は、令和7年9月22日から施行する。</p>	<p>(3) 盛岡市役所玉山総合事務所蕨川出張所の所管区域 大字として区画される地域の蕨川</p> <p>(4) 盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所の所管区域 大字として区画される地域の玉山、日戸、川又及び上田（字糠森及び字小野松に限る。）</p> <p>(5) 盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所の所管区域 大字として区画される地域の松内、好摩、玉山永井、寺林、巻堀及び玉山馬場</p> <p>附 則 略</p>

【第2条】盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前																
○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号 改正 略 <b>令和7年 月 日条例第 号</b> 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例	○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号 改正 略 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例																
第1条及び第2条 略 (経営の基本)	第1条及び第2条 略 (経営の基本)																
第3条 水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。	第3条 水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。																
2 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次表のとおりとする。	2 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次表のとおりとする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市水道事業</td> <td>別表の区域</td> <td>28万3,864人</td> <td>10万6,412立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市水道事業</td> <td>別表の区域</td> <td>28万3,864人</td> <td>10万6,412立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量														
盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル														
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量														
盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル														
3 下水道事業の名称は盛岡市下水道事業とし、その予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量（公設浄化槽事業にあつては、処理区域、処理人口及び1日最大汚水量）は、次の各号に掲げる下水道事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる表のとおりとする。	3 下水道事業の名称は盛岡市下水道事業とし、その予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量（公設浄化槽事業にあつては、処理区域、処理人口及び1日最大汚水量）は、次の各号に掲げる下水道事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる表のとおりとする。																
(1) 公共下水道事業	(1) 公共下水道事業																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>予定処理区域</th> <th>計画処理人口</th> <th>計画1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市の区域のうち6,080ヘクタール</td> <td>25万9,412人</td> <td>11万8,893立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市の区域のうち6,080ヘクタール	25万9,412人	11万8,893立方メートル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予定処理区域</th> <th>計画処理人口</th> <th>計画1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市の区域のうち6,080ヘクタール</td> <td>25万9,412人</td> <td>11万8,893立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市の区域のうち6,080ヘクタール	25万9,412人	11万8,893立方メートル				
予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量															
盛岡市の区域のうち6,080ヘクタール	25万9,412人	11万8,893立方メートル															
予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量															
盛岡市の区域のうち6,080ヘクタール	25万9,412人	11万8,893立方メートル															
(2) 農業集落排水事業	(2) 農業集落排水事業																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>予定処理区域</th> <th>計画処理人口</th> <th>計画1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市の区域のうち1,863ヘクタール</td> <td>1万1,680人</td> <td>3,855立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市の区域のうち1,863ヘクタール	1万1,680人	3,855立方メートル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予定処理区域</th> <th>計画処理人口</th> <th>計画1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市の区域のうち1,863ヘクタール</td> <td>1万1,680人</td> <td>3,855立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市の区域のうち1,863ヘクタール	1万1,680人	3,855立方メートル				
予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量															
盛岡市の区域のうち1,863ヘクタール	1万1,680人	3,855立方メートル															
予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量															
盛岡市の区域のうち1,863ヘクタール	1万1,680人	3,855立方メートル															
(3) 公設浄化槽事業	(3) 公設浄化槽事業																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>処理区域</th> <th>処理人口</th> <th>1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市の区域のうち28ヘクタール</td> <td>616人</td> <td>165立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	処理区域	処理人口	1日最大汚水量	盛岡市の区域のうち28ヘクタール	616人	165立方メートル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>処理区域</th> <th>処理人口</th> <th>1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市の区域のうち28ヘクタール</td> <td>616人</td> <td>165立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	処理区域	処理人口	1日最大汚水量	盛岡市の区域のうち28ヘクタール	616人	165立方メートル				
処理区域	処理人口	1日最大汚水量															
盛岡市の区域のうち28ヘクタール	616人	165立方メートル															
処理区域	処理人口	1日最大汚水量															
盛岡市の区域のうち28ヘクタール	616人	165立方メートル															
第4条から第8条まで 略 附 則 略 <b>附 則（令和7年条例第 号）</b> <b>この条例は、令和7年9月22日から施行する。</b>	第4条から第8条まで 略 附 則 略																
別表（第3条第2項関係）	別表（第3条第2項関係）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給水区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町又は字の区域全部が給水区域である区域</td> <td>内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向町 高松二丁目 高松四丁目 箱清水一丁目 箱清水二丁目 緑が丘一丁目 緑が丘二丁目 緑が丘三丁目 緑が丘四丁目 上田堤一丁目 上田堤二丁目 黒石野一丁目 黒石野二丁目 黒石野三丁目 東黒石野一丁目 東黒石野二丁目 東黒石野三丁目 松園一丁目 松園二丁目 松園三丁目 東松園一丁目 東松園二丁目 東松園三丁目 東松園四丁目 西松園一丁目 西松園二丁目 西松園三丁目 西松園四丁目 北松園一丁目 北松園二丁目 北松園三丁目 北松園四丁目 小鳥沢一丁目 上田(庚申窪 黒石野平 下黒石野平 上堤頭 毛無森) 山岸二丁目 山岸三丁目 山岸四丁目 山岸五丁目 紅葉が丘 下米内一丁目 下米内二丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 中ノ橋通一丁目 中ノ橋通二丁目 紺屋町 神明町 志家町 若園町 住吉町 上ノ橋町 天神町 加賀野一丁目 加賀野二丁目 加賀野三丁目 加賀野四丁目 山王町 新庄町 東新庄二丁目 浅岸一丁目 浅岸二丁目 浅岸三丁目 <b>浅岸字橋場</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>看町 下ノ橋町 馬場町 清水町 南大通一</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給水区域	町又は字の区域全部が給水区域である区域	内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向町 高松二丁目 高松四丁目 箱清水一丁目 箱清水二丁目 緑が丘一丁目 緑が丘二丁目 緑が丘三丁目 緑が丘四丁目 上田堤一丁目 上田堤二丁目 黒石野一丁目 黒石野二丁目 黒石野三丁目 東黒石野一丁目 東黒石野二丁目 東黒石野三丁目 松園一丁目 松園二丁目 松園三丁目 東松園一丁目 東松園二丁目 東松園三丁目 東松園四丁目 西松園一丁目 西松園二丁目 西松園三丁目 西松園四丁目 北松園一丁目 北松園二丁目 北松園三丁目 北松園四丁目 小鳥沢一丁目 上田(庚申窪 黒石野平 下黒石野平 上堤頭 毛無森) 山岸二丁目 山岸三丁目 山岸四丁目 山岸五丁目 紅葉が丘 下米内一丁目 下米内二丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 中ノ橋通一丁目 中ノ橋通二丁目 紺屋町 神明町 志家町 若園町 住吉町 上ノ橋町 天神町 加賀野一丁目 加賀野二丁目 加賀野三丁目 加賀野四丁目 山王町 新庄町 東新庄二丁目 浅岸一丁目 浅岸二丁目 浅岸三丁目 <b>浅岸字橋場</b>		看町 下ノ橋町 馬場町 清水町 南大通一	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給水区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町又は字の区域全部が給水区域である区域</td> <td>内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向町 高松二丁目 高松四丁目 箱清水一丁目 箱清水二丁目 緑が丘一丁目 緑が丘二丁目 緑が丘三丁目 緑が丘四丁目 上田堤一丁目 上田堤二丁目 黒石野一丁目 黒石野二丁目 黒石野三丁目 東黒石野一丁目 東黒石野二丁目 東黒石野三丁目 松園一丁目 松園二丁目 松園三丁目 東松園一丁目 東松園二丁目 東松園三丁目 東松園四丁目 西松園一丁目 西松園二丁目 西松園三丁目 西松園四丁目 北松園一丁目 北松園二丁目 北松園三丁目 北松園四丁目 小鳥沢一丁目 上田(庚申窪 黒石野平 下黒石野平 上堤頭 毛無森) 山岸二丁目 山岸三丁目 山岸四丁目 山岸五丁目 紅葉が丘 下米内一丁目 下米内二丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 中ノ橋通一丁目 中ノ橋通二丁目 紺屋町 神明町 志家町 若園町 住吉町 上ノ橋町 天神町 加賀野一丁目 加賀野二丁目 加賀野三丁目 加賀野四丁目 山王町 新庄町 東新庄二丁目 浅岸一丁目 浅岸二丁目 浅岸三丁目 <b>浅岸(向田 柿水平 橋場)</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>看町 下ノ橋町 馬場町 清水町 南大通一</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給水区域	町又は字の区域全部が給水区域である区域	内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向町 高松二丁目 高松四丁目 箱清水一丁目 箱清水二丁目 緑が丘一丁目 緑が丘二丁目 緑が丘三丁目 緑が丘四丁目 上田堤一丁目 上田堤二丁目 黒石野一丁目 黒石野二丁目 黒石野三丁目 東黒石野一丁目 東黒石野二丁目 東黒石野三丁目 松園一丁目 松園二丁目 松園三丁目 東松園一丁目 東松園二丁目 東松園三丁目 東松園四丁目 西松園一丁目 西松園二丁目 西松園三丁目 西松園四丁目 北松園一丁目 北松園二丁目 北松園三丁目 北松園四丁目 小鳥沢一丁目 上田(庚申窪 黒石野平 下黒石野平 上堤頭 毛無森) 山岸二丁目 山岸三丁目 山岸四丁目 山岸五丁目 紅葉が丘 下米内一丁目 下米内二丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 中ノ橋通一丁目 中ノ橋通二丁目 紺屋町 神明町 志家町 若園町 住吉町 上ノ橋町 天神町 加賀野一丁目 加賀野二丁目 加賀野三丁目 加賀野四丁目 山王町 新庄町 東新庄二丁目 浅岸一丁目 浅岸二丁目 浅岸三丁目 <b>浅岸(向田 柿水平 橋場)</b>		看町 下ノ橋町 馬場町 清水町 南大通一				
区分	給水区域																
町又は字の区域全部が給水区域である区域	内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向町 高松二丁目 高松四丁目 箱清水一丁目 箱清水二丁目 緑が丘一丁目 緑が丘二丁目 緑が丘三丁目 緑が丘四丁目 上田堤一丁目 上田堤二丁目 黒石野一丁目 黒石野二丁目 黒石野三丁目 東黒石野一丁目 東黒石野二丁目 東黒石野三丁目 松園一丁目 松園二丁目 松園三丁目 東松園一丁目 東松園二丁目 東松園三丁目 東松園四丁目 西松園一丁目 西松園二丁目 西松園三丁目 西松園四丁目 北松園一丁目 北松園二丁目 北松園三丁目 北松園四丁目 小鳥沢一丁目 上田(庚申窪 黒石野平 下黒石野平 上堤頭 毛無森) 山岸二丁目 山岸三丁目 山岸四丁目 山岸五丁目 紅葉が丘 下米内一丁目 下米内二丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 中ノ橋通一丁目 中ノ橋通二丁目 紺屋町 神明町 志家町 若園町 住吉町 上ノ橋町 天神町 加賀野一丁目 加賀野二丁目 加賀野三丁目 加賀野四丁目 山王町 新庄町 東新庄二丁目 浅岸一丁目 浅岸二丁目 浅岸三丁目 <b>浅岸字橋場</b>																
	看町 下ノ橋町 馬場町 清水町 南大通一																
区分	給水区域																
町又は字の区域全部が給水区域である区域	内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向町 高松二丁目 高松四丁目 箱清水一丁目 箱清水二丁目 緑が丘一丁目 緑が丘二丁目 緑が丘三丁目 緑が丘四丁目 上田堤一丁目 上田堤二丁目 黒石野一丁目 黒石野二丁目 黒石野三丁目 東黒石野一丁目 東黒石野二丁目 東黒石野三丁目 松園一丁目 松園二丁目 松園三丁目 東松園一丁目 東松園二丁目 東松園三丁目 東松園四丁目 西松園一丁目 西松園二丁目 西松園三丁目 西松園四丁目 北松園一丁目 北松園二丁目 北松園三丁目 北松園四丁目 小鳥沢一丁目 上田(庚申窪 黒石野平 下黒石野平 上堤頭 毛無森) 山岸二丁目 山岸三丁目 山岸四丁目 山岸五丁目 紅葉が丘 下米内一丁目 下米内二丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 中ノ橋通一丁目 中ノ橋通二丁目 紺屋町 神明町 志家町 若園町 住吉町 上ノ橋町 天神町 加賀野一丁目 加賀野二丁目 加賀野三丁目 加賀野四丁目 山王町 新庄町 東新庄二丁目 浅岸一丁目 浅岸二丁目 浅岸三丁目 <b>浅岸(向田 柿水平 橋場)</b>																
	看町 下ノ橋町 馬場町 清水町 南大通一																

改正後	改正前
<p>丁目 南大通二丁目 南大通三丁目 八幡町 松尾町 大慈寺町 鉦屋町 神子田町 高崩 茶畑一丁目 茶畑二丁目 中野一丁目 中野二丁目 東山二丁目 川目町 東中野(見石片岡) 東安庭一丁目 東安庭二丁目 東安庭三丁目 東安庭(館 小森 前田 厚朴田 中道) 門一丁目 門二丁目 門字赤沼 川目第14地割 盛岡駅前通 盛岡駅前北通 盛岡駅西通一丁目 盛岡駅西通二丁目 夕顔瀬町 北夕顔瀬町 前九年一丁目 前九年二丁目 前九年三丁目 安倍館町 上堂一丁目 上堂二丁目 上堂三丁目 中川町 新田町 城西町 境田町 中屋敷町 前潟一丁目 前潟二丁目 前潟三丁目 前潟四丁目 上厨川(上ノ代 大屋敷 竹中 横沼 横長根 野子 下川原 下村 幅 前潟 新田) 長橋町 平賀新田(古屋敷 矢無 金目 高柳 水道 中居 大谷地 外田 平賀) 土淵(荒屋敷 谷地道 橋場 碓田 幅) 青山一丁目 青山二丁目 青山三丁目 青山四丁目 南青山町 大新町 天昌寺町 北天昌寺町 大館町 稲荷町 中堤町 西青山一丁目 西青山二丁目 西青山三丁目 月が丘一丁目 月が丘二丁目 月が丘三丁目 みたけ一丁目 みたけ二丁目 みたけ三丁目 みたけ四丁目 みたけ五丁目 みたけ六丁目 厨川一丁目 厨川二丁目 厨川三丁目 厨川四丁目 厨川五丁目 仙北二丁目 仙北三丁目 東仙北一丁目 東仙北二丁目 南仙北一丁目 南仙北二丁目 南仙北三丁目 西仙北二丁目 本宮一丁目 本宮二丁目 本宮三丁目 本宮四丁目 本宮五丁目 本宮六丁目 本宮七丁目 本宮(石仏 上越場 水門 大柳 小林 林崎 大宮 久保筋小幡 鬼柳 野古 松幅 小坂小瀬 荒屋 林古) 向中野一丁目 向中野二丁目 向中野三丁目 向中野四丁目 向中野五丁目 向中野六丁目 向中野七丁目 向中野八丁目 向中野(中島 東道明 幅 鶴子 畑返 新田) 下鹿妻(長持 辻屋敷 西田 前田 南田 下通 北) 太田一丁目 太田二丁目 太田三丁目 太田四丁目 太田五丁目 太田六丁目 太田七丁目 太田八丁目 下太田新堰端 下太田方八丁 下太田宮田 下太田林崎 下太田谷地 下太田杉田 下太田田端 下太田田中 下太田沢田 中太田方八丁 中太田法丁 中太田吉原 中太田小沼 中太田深持 中太田官台 中太田屋敷田 中太田泉田 中太田八卦 中太田北太田 上太田碓 上太田田中留 上太田三枚橋 上太田大堀 上太田樋ノ口 上太田若宮 上太田中屋敷 上太田細工 上太田上吉本 上太田小田屋敷 上太田狄森 上太田小細工 上太田十文字 上太田上狄森 上太田森合 上太田岡沼 上太田四ツ家 上太田中関 上太田吉本 上太田窪屋敷 上太田上ノ畑 上太田上村 上太田関橋 上太田畑中 上太田弘法清水 上太田下法丁 上太田上ノ野 上太田金財 上太田瘦野 上太田清水田 上太田田屋 上太田下川戸 上太田上田中 上太田田中 上太田館 上太田松ノ木 上太田上野屋敷 上太田八千刈 上太田北田 上太田八ツ口 上太田川後 上太田半在家 上太田細田 上太田神子塚 上太田下中屋敷 上太田蔵戸前 上鹿妻朴 上鹿妻朴前 上鹿妻寺地 上鹿妻夜鷹 上鹿妻竹花前 上鹿妻茂吉 上鹿妻田貝 上鹿妻五兵エ新田 上鹿妻與市新田 上鹿妻中島 上鹿妻竹鼻 上鹿妻天沼 上鹿妻清水田 上鹿妻野中 上鹿妻切付 上鹿妻小和田 上鹿妻稲荷場 猪去早俄上 猪去三枚橋 猪去堰合 猪去藤松 猪去的場 猪去大道 猪去大橋 猪去一本木 猪去外久保 猪去米倉 湯沢東一丁目 湯沢東二丁目 湯沢東三丁目 湯沢西一丁目 湯沢西二丁目 湯沢西三丁目 湯沢南一丁目 湯沢南二丁目 流通センター北一丁目 津志田町一丁目 津志田町二丁目 津志田町三丁目 津志田西一丁目 津志田西二丁目 津志田中央一丁目 津志田中央二丁目 津志田中央三丁目 津志田南一丁目 津志田南二丁目 津志田南三丁目 北飯岡一丁目 北飯岡二丁目 北飯岡三丁目 北飯岡四丁目 東見前1地割 東見前3地割から東見前6地割まで 東見前9地割 西見前1地割から西見前22地割まで 三本柳1地割から</p>	<p>丁目 南大通二丁目 南大通三丁目 八幡町 松尾町 大慈寺町 鉦屋町 神子田町 高崩 茶畑一丁目 茶畑二丁目 中野一丁目 中野二丁目 東山二丁目 川目町 東中野(見石片岡) 東安庭一丁目 東安庭二丁目 東安庭三丁目 東安庭(館 小森 前田 厚朴田 中道) 門一丁目 門二丁目 門字赤沼 川目第14地割 盛岡駅前通 盛岡駅前北通 盛岡駅西通一丁目 盛岡駅西通二丁目 夕顔瀬町 北夕顔瀬町 前九年一丁目 前九年二丁目 前九年三丁目 安倍館町 上堂一丁目 上堂二丁目 上堂三丁目 中川町 新田町 城西町 境田町 中屋敷町 前潟一丁目 前潟二丁目 前潟三丁目 前潟四丁目 上厨川(上ノ代 大屋敷 竹中 横沼 横長根 野子 下川原 下村 幅 前潟 新田) 長橋町 平賀新田(古屋敷 矢無 金目 高柳 水道 中居 大谷地 外田 平賀) 土淵(荒屋敷 谷地道 橋場 碓田 幅) 青山一丁目 青山二丁目 青山三丁目 青山四丁目 南青山町 大新町 天昌寺町 北天昌寺町 大館町 稲荷町 中堤町 西青山一丁目 西青山二丁目 西青山三丁目 月が丘一丁目 月が丘二丁目 月が丘三丁目 みたけ一丁目 みたけ二丁目 みたけ三丁目 みたけ四丁目 みたけ五丁目 みたけ六丁目 厨川一丁目 厨川二丁目 厨川三丁目 厨川四丁目 厨川五丁目 仙北二丁目 仙北三丁目 東仙北一丁目 東仙北二丁目 南仙北一丁目 南仙北二丁目 南仙北三丁目 西仙北二丁目 本宮一丁目 本宮二丁目 本宮三丁目 本宮四丁目 本宮五丁目 本宮六丁目 本宮七丁目 本宮(石仏 上越場 水門 大柳 小林 林崎 大宮 久保筋小幡 鬼柳 野古 松幅 小坂小瀬 荒屋 林古) 向中野一丁目 向中野二丁目 向中野三丁目 向中野四丁目 向中野五丁目 向中野六丁目 向中野七丁目 向中野(中島 石川町 才川 細谷地 道明 東道明 幅 鶴子 畑返 新田) 下鹿妻(長持 辻屋敷 西田 前田 南田 下通 北) 下太田新堰端 下太田方八丁 下太田宮田 下太田林崎 下太田谷地 下太田杉田 下太田田端 下太田田中 下太田沢田 下太田樋 中太田方八丁 中太田法丁 中太田吉原 中太田小沼 中太田深持 中太田官台 中太田屋敷田 中太田泉田 中太田八卦 上太田碓 上太田田中留 上太田三枚橋 上太田大堀 上太田樋ノ口 上太田若宮 上太田中屋敷 上太田細工 上太田上吉本 上太田小田屋敷 上太田狄森 上太田小細工 上太田十文字 上太田上狄森 上太田森合 上太田岡沼 上太田四ツ家 上太田中関 上太田吉本 上太田窪屋敷 上太田上ノ畑 上太田上村 上太田関橋 上太田畑中 上太田弘法清水 上太田下法丁 上太田上ノ野 上太田金財 上太田瘦野 上太田清水田 上太田田屋 上太田下川戸 上太田上田中 上太田田中 上太田館 上太田松ノ木 上太田上野屋敷 上太田八千刈 上太田北田 上太田八ツ口 上太田川後 上太田半在家 上太田細田 上太田神子塚 上太田下中屋敷 上太田蔵戸前 上鹿妻朴 上鹿妻朴前 上鹿妻寺地 上鹿妻夜鷹 上鹿妻竹花前 上鹿妻茂吉 上鹿妻田貝 上鹿妻五兵エ新田 上鹿妻與市新田 上鹿妻中島 上鹿妻竹鼻 上鹿妻天沼 上鹿妻清水田 上鹿妻野中 上鹿妻切付 上鹿妻小和田 上鹿妻稲荷場 猪去早俄上 猪去三枚橋 猪去堰合 猪去藤松 猪去的場 猪去大道 猪去大橋 猪去一本木 猪去外久保 猪去米倉 湯沢東一丁目 湯沢東二丁目 湯沢東三丁目 湯沢西一丁目 湯沢西二丁目 湯沢西三丁目 湯沢南一丁目 湯沢南二丁目 流通センター北一丁目 津志田町一丁目 津志田町二丁目 津志田町三丁目 津志田西一丁目 津志田西二丁目 津志田中央一丁目 津志田中央二丁目 津志田中央三丁目 津志田南一丁目 津志田南二丁目 津志田南三丁目 北飯岡一丁目 北飯岡二丁目 北飯岡三丁目 北飯岡四丁目 東見前1地割 東見前3地割から東見前6地割まで 東見前9地割 西見前1地割から西見前22地割まで 三本柳1地割から</p>

改正後		改正前	
	<p>三本柳13地割まで 三本柳17地割 三本柳18地割 三本柳20地割から三本柳24地割まで 津志田 1 地割から津志田 6 地割まで 津志田 9 地割 津志田11地割から津志田16地割まで 津志田20地割から津志田22地割まで 津志田24地割から津志田27地割まで 永井 1 地割から永井31地割まで 下飯岡 1 地割から下飯岡21地割まで 上飯岡 3 地割から上飯岡 5 地割まで 上飯岡10地割から上飯岡23地割まで 飯岡新田 1 地割 飯岡新田 3 地割から10地割まで 羽場 1 地割から羽場18地割まで 羽場20地割 湯沢 3 地割 湯沢 5 地割から湯沢19地割まで 乙部 4 地割から乙部 6 地割まで 乙部12地割から乙部14地割まで 乙部20地割 乙部25地割から乙部32地割まで 大ケ生20地割 黒川 5 地割から黒川 7 地割まで 黒川10地割 黒川20地割 黒川22地割 手代森13地割 手代森22地割から手代森27地割まで 手代森30地割 松内(館 和台 新田 築場 石花 在家 古川) 好摩(築袋 中塚 上山 夏間木 芋田向) 玉山永井(荒屋 田端 中島) 寺林(梨木平 下平) 巻堀(巻堀 新田) 玉山馬場(川原 馬場) 芋田(上芋田 下芋田 上武道 下武道) 渋民(岩鼻 大前田 渋民 小前田 駅 泉田 鶴塚) 下田(上下田 下田 大百刈 牛転 仲平 石羽根 頭無 生出袋 牡丹野 船綱 陣場 生出向 柴沢) 川崎(向川崎 上川崎 川崎 外平)</p>		<p>三本柳13地割まで 三本柳17地割 三本柳18地割 三本柳20地割から三本柳24地割まで 津志田 1 地割から津志田 6 地割まで 津志田 9 地割 津志田11地割から津志田16地割まで 津志田20地割から津志田22地割まで 津志田24地割から津志田27地割まで 永井 1 地割から永井31地割まで 下飯岡 1 地割から下飯岡21地割まで 上飯岡 3 地割から上飯岡 5 地割まで 上飯岡10地割から上飯岡23地割まで 飯岡新田 1 地割 飯岡新田 3 地割から10地割まで 羽場 1 地割から羽場18地割まで 羽場20地割 湯沢 3 地割 湯沢 5 地割から湯沢19地割まで 乙部 4 地割から乙部 6 地割まで 乙部12地割から乙部14地割まで 乙部20地割 乙部25地割から乙部32地割まで 大ケ生20地割 黒川 5 地割から黒川 7 地割まで 黒川10地割 黒川20地割 黒川22地割 手代森13地割 手代森22地割から手代森27地割まで 手代森30地割 松内(館 和台 新田 築場 石花 在家 古川) 好摩(築袋 中塚 上山 夏間木 芋田向) 玉山永井(荒屋 田端 中島) 寺林(梨木平 下平) 巻堀(巻堀 新田) 玉山馬場(川原 馬場) 芋田(上芋田 下芋田 上武道 下武道) 渋民(岩鼻 大前田 渋民 小前田 駅 泉田 鶴塚) 下田(上下田 下田 大百刈 牛転 仲平 石羽根 頭無 生出袋 牡丹野 船綱 陣場 生出向 柴沢) 川崎(向川崎 上川崎 川崎 外平)</p>
町又は字の区域の一部が給水区域である区域	<p>愛宕下 三ツ割(鉢ノ皮 更ノ沢 櫃石 清水頭 洞清水 上岩清水 下岩清水 久保屋敷 金比羅前 寺山) 三ツ割二丁目 北山二丁目 高松一丁目 高松三丁目 東緑が丘 岩脇町 小鳥沢二丁目 上田(小鳥沢 松屋敷 東黒石野 黒岩 宇登坂長根 狐崎稲荷 堤頭 稲荷窪 狐森 糠森 小野松) 山岸一丁目 山岸六丁目 山岸(外山岸 大平 名乗 庚申下合間) 上米内(畑井野 中居 米内沢 明通 砂子沢 岩沢 庄ヶ畑 赤坂 道ノ下 松木平 野頭 大誘 名乗沢 名乗) 下米内(一本松 馬場野 寺並) 加賀野(桜山 才ノ神) 小杉山 東新庄一丁目 新庄(中鼻 瀬戸 岩山 下八木田 上八木田) 東桜山 つつじが丘 浅岸(稲久保 堰根 ニツ森) 東中野町 東山一丁目 東中野(柳下 五輪 立石 日蔭山 岩本 金勢 金勢前 沢田) 東安庭(中ヶ森 松長根 壇ヶ森 蝶ヶ森) 門(真立 唐 須摩 角下 川原道) 川目第7地割から川目第13地割まで 川目第15地割 川目第16地割 上堂四丁目 上厨川(柳原 小荒川 川原 杉原) 土淵(万徳 四ツ屋) 下厨川(鍋屋敷 四十四田 赤平 穴口) 仙北一丁目 西仙北一丁目 本宮(蛇屋敷 平藤) <b>下太田新田</b> 中太田新田 上太田穴口 上太田中瀬 上太田赤前口 上太田沼館 上太田上川原 上太田川原 上太田下川原 上太田蔵戸 上鹿妻ニツ沢 上鹿妻蟹沢 上鹿妻山崎 上鹿妻稲荷前 猪去釈迦堂 猪去上平 猪去上猪去 猪去田野野木 猪去畑中 猪去橋場 繫(北ノ浦 北久保 下猿田 萩内沢 館市 塗沢 湯ノ館 清水端 猿田) 東見前2地割 東見前7地割 東見前8地割 三本柳14地割から三本柳16地割まで 三本柳19地割 三本柳25地割 上飯岡2地割 上飯岡6地割 上飯岡7地割 上飯岡9地割 羽場19地割 湯沢1地割 湯沢2地割 湯沢4地割 乙部2地割 乙部3地割 乙部7地割から乙部11地割まで 乙部15地割から乙部19地割まで 乙部21地割から乙部24地割まで 大ケ生18地割 大ケ生19地割 大ケ生21地割 大ケ生22地割 大ケ生24地割 黒川4地割 黒川8地割 黒川9地割 黒川11地割から黒川14地割まで 黒川16地割から黒川19地割まで 黒川21地割 黒川23地割 手代森4地割から手代森12地割まで 手代森14地割から手代森17地割まで 手代森19地割から手代森21地割まで 手代森28地割 手代森29地割 松内字松内 好摩(和台 新田 小袋 好摩沢 野中) 玉山永井(永井沢 百目木 鳥木沢) 寺林(才津沢 平森 下も山 境平) 巻堀(幅下 本宮 中道) 玉山馬場(前田 中島 赤坂 芦名沢 滝の沢 馬場平 状小屋) 芋田(沢田 芋田 昼久保 武道) 渋民(狐沢 大森 長渡 鶴飼 愛宕) 門前寺(柏木平 越戸 独活倉 門前寺) 下田(古河川原 滝の下 生</p>		<p>愛宕下 三ツ割(鉢ノ皮 更ノ沢 櫃石 清水頭 洞清水 上岩清水 下岩清水 久保屋敷 金比羅前 寺山) 三ツ割二丁目 北山二丁目 高松一丁目 高松三丁目 東緑が丘 岩脇町 小鳥沢二丁目 上田(小鳥沢 松屋敷 東黒石野 黒岩 宇登坂長根 狐崎稲荷 堤頭 稲荷窪 狐森 糠森 小野松) 山岸一丁目 山岸六丁目 山岸(外山岸 大平 名乗 庚申下合間) 上米内(畑井野 中居 米内沢 明通 砂子沢 岩沢 庄ヶ畑 赤坂 道ノ下 松木平 野頭 大誘 名乗沢 名乗) 下米内(一本松 馬場野 寺並) 加賀野(桜山 才ノ神) 小杉山 東新庄一丁目 新庄(中鼻 瀬戸 岩山 下八木田 上八木田) 東桜山 つつじが丘 浅岸(稲久保 堰根 ニツ森) 東中野町 東山一丁目 東中野(柳下 五輪 立石 日蔭山 岩本 金勢 金勢前 沢田) 東安庭(中ヶ森 松長根 壇ヶ森 蝶ヶ森) 門(真立 唐 須摩 角下 川原道) 川目第7地割から川目第13地割まで 川目第15地割 川目第16地割 上堂四丁目 上厨川(柳原 小荒川 川原 杉原) 土淵(万徳 四ツ屋) 下厨川(鍋屋敷 四十四田 赤平 穴口) 仙北一丁目 西仙北一丁目 本宮(蛇屋敷 平藤) <b>下太田下川原 下太田新田 中太田北太田</b> 中太田新田 上太田穴口 上太田中瀬 上太田赤前口 上太田沼館 上太田上川原 上太田川原 上太田下川原 上太田蔵戸 上鹿妻ニツ沢 上鹿妻蟹沢 上鹿妻山崎 上鹿妻稲荷前 猪去釈迦堂 猪去上平 猪去上猪去 猪去田野野木 猪去畑中 猪去橋場 繫(北ノ浦 北久保 下猿田 萩内沢 館市 塗沢 湯ノ館 清水端 猿田) 東見前2地割 東見前7地割 東見前8地割 三本柳14地割から三本柳16地割まで 三本柳19地割 三本柳25地割 上飯岡2地割 上飯岡6地割 上飯岡7地割 上飯岡9地割 羽場19地割 湯沢1地割 湯沢2地割 湯沢4地割 乙部2地割 乙部3地割 乙部7地割から乙部11地割まで 乙部15地割から乙部19地割まで 乙部21地割から乙部24地割まで 大ケ生18地割 大ケ生19地割 大ケ生21地割 大ケ生22地割 大ケ生24地割 黒川4地割 黒川8地割 黒川9地割 黒川11地割から黒川14地割まで 黒川16地割から黒川19地割まで 黒川21地割 黒川23地割 手代森4地割から手代森12地割まで 手代森14地割から手代森17地割まで 手代森19地割から手代森21地割まで 手代森28地割 手代森29地割 松内字松内 好摩(和台 新田 小袋 好摩沢 野中) 玉山永井(永井沢 百目木 鳥木沢) 寺林(才津沢 平森 下も山 境平) 巻堀(幅下 本宮 中道) 玉山馬場(前田 中島 赤坂 芦名沢 滝の沢 馬場平 状小屋) 芋田(沢田 芋田 昼久保 武道) 渋民(狐沢 大森 長渡 鶴飼 愛宕) 門前寺(柏木平 越戸 独活倉 門前寺) 下田(古河川原 滝の下 生</p>

改正後		改正前	
出)	玉山(宮前 宇峠 白沢 立障子 畑井沢) 日戸(一本杉 道合 栗木田 市の坪 人待 鷹高) 川又(赤坂 奴屋敷 苗代端) 八幡平市大更第2地割及び第5地割	出)	玉山(宮前 宇峠 白沢 立障子 畑井沢) 日戸(一本杉 道合 栗木田 市の坪 人待 鷹高) 川又(赤坂 奴屋敷 苗代端) 八幡平市大更第2地割及び第5地割
備考	この表中「上田(庚申窪 黒石野平)」等とあるのは、「上田字庚申窪 上田字黒石野平」等であることを表す。	備考	この表中「上田(庚申窪 黒石野平)」等とあるのは、「上田字庚申窪 上田字黒石野平」等であることを表す。

【第3条第1号】盛岡市老人福祉センター条例 新旧対照表

改正後	改正前																																																																																																																				
<p>○盛岡市老人福祉センター条例 昭和53年3月25日条例第17号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市老人福祉センター条例 盛岡市老人福祉センター条例（昭和45年条例第15号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （設置）</p> <p>第2条 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、地域福祉の増進を図るため、老人福祉センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立愛宕山老人福祉センター</td><td>盛岡市愛宕町14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田老人福祉センター</td><td>盛岡市中太田深持9番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目老人福祉センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立青山老人福祉センター</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮老人福祉センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王老人福祉センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王老人福祉センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城老人福祉センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園老人福祉センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸老人福祉センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田老人福祉センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺老人福祉センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下太田老人福祉センター</td><td>盛岡市太田三丁目17番40号</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野老人福祉センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘老人福祉センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵老人福祉センター</td><td>盛岡市南大通一丁目7番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立西厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市北天昌寺町7番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北老人福祉センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立都南老人福祉センター</td><td>盛岡市下飯岡8地割100番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内老人福祉センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園老人福祉センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂老人福祉センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部老人福祉センター</td><td>盛岡市乙部28地割34番地5</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田老人福祉センター</td><td>盛岡市津志田西二丁目16番90号</td></tr> <tr><td>盛岡市立築川老人福祉センター</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ老人福祉センター</td><td>盛岡市みたけ三丁目13番23号</td></tr> </tbody> </table> <p>第3条から第17条まで 略 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号） この条例は、令和7年9月22日から施行する。</p>	名称	位置	盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕町14番1号	盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市中太田深持9番地	盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号	盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市太田三丁目17番40号	盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号	盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号	盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市下飯岡8地割100番地	盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5	盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号	盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号	<p>○盛岡市老人福祉センター条例 昭和53年3月25日条例第17号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市老人福祉センター条例 盛岡市老人福祉センター条例（昭和45年条例第15号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （設置）</p> <p>第2条 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、地域福祉の増進を図るため、老人福祉センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立愛宕山老人福祉センター</td><td>盛岡市愛宕町14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田老人福祉センター</td><td>盛岡市中太田深持9番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目老人福祉センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立青山老人福祉センター</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮老人福祉センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王老人福祉センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王老人福祉センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城老人福祉センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園老人福祉センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸老人福祉センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田老人福祉センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺老人福祉センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下太田老人福祉センター</td><td>盛岡市下太田榊14番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野老人福祉センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘老人福祉センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵老人福祉センター</td><td>盛岡市南大通一丁目7番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立西厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市北天昌寺町7番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北老人福祉センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立都南老人福祉センター</td><td>盛岡市下飯岡8地割100番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内老人福祉センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園老人福祉センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂老人福祉センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部老人福祉センター</td><td>盛岡市乙部28地割34番地5</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田老人福祉センター</td><td>盛岡市津志田西二丁目16番90号</td></tr> <tr><td>盛岡市立築川老人福祉センター</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ老人福祉センター</td><td>盛岡市みたけ三丁目13番23号</td></tr> </tbody> </table> <p>第3条から第17条まで 略 附 則 略</p>	名称	位置	盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕町14番1号	盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市中太田深持9番地	盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号	盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田榊14番地22	盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号	盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号	盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市下飯岡8地割100番地	盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5	盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号	盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号
名称	位置																																																																																																																				
盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕町14番1号																																																																																																																				
盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市中太田深持9番地																																																																																																																				
盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																																																																				
盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																																																																				
盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番7号																																																																																																																				
盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																				
盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																																																																				
盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号																																																																																																																				
盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																																				
盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																																																																				
盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																				
盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																																																																				
盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																																																																				
盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																																																																																				
盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市太田三丁目17番40号																																																																																																																				
盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																				
盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																																				
盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号																																																																																																																				
盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号																																																																																																																				
盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																																																																				
盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市下飯岡8地割100番地																																																																																																																				
盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																																				
盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																																				
盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																																				
盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5																																																																																																																				
盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号																																																																																																																				
盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																				
盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号																																																																																																																				
名称	位置																																																																																																																				
盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕町14番1号																																																																																																																				
盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市中太田深持9番地																																																																																																																				
盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																																																																				
盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																																																																				
盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番7号																																																																																																																				
盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																				
盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																																																																				
盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号																																																																																																																				
盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																																				
盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																																																																				
盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																				
盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																																																																				
盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																																																																				
盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																																																																																				
盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田榊14番地22																																																																																																																				
盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																				
盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																																				
盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号																																																																																																																				
盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号																																																																																																																				
盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																																																																				
盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市下飯岡8地割100番地																																																																																																																				
盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																																				
盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																																				
盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																																				
盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5																																																																																																																				
盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号																																																																																																																				
盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																				
盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号																																																																																																																				

【第3条第2号】盛岡市児童館条例 新旧対照表

改正後	改正前																																																																																																																																																																																
<p>○盛岡市児童館条例</p> <p style="text-align: right;">昭和53年3月25日条例第19号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市児童館条例</p> <p>盛岡市児童館条例（昭和46年条例第18号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立青山児童センター</td><td>盛岡市青山二丁目6番11号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北児童センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川児童センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新児童センター</td><td>盛岡市南青山町6番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目児童センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮児童センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王児童センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王児童センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川児童センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園児童センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸児童センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田児童センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺児童センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下太田児童センター</td><td>盛岡市太田三丁目17番40号</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野児童センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘児童センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城児童センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵児童センター</td><td>盛岡市清水町13番34号</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ児童センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目14番36号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城西児童センター</td><td>盛岡市中屋敷町1番57号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北児童センター</td><td>盛岡市西下台町10番46号</td></tr> <tr><td>盛岡市立高松児童センター</td><td>盛岡市上田字登坂長根41番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立飯岡児童センター</td><td>盛岡市下飯岡11地割321番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田児童センター</td><td>盛岡市津志田中央二丁目11番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立湯沢児童センター</td><td>盛岡市湯沢6地割54番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立月が丘児童センター</td><td>盛岡市月が丘二丁目2番65号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前児童センター</td><td>盛岡市西見前13地割25番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内児童センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立手代森児童センター</td><td>盛岡市黒川6地割12番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園児童センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立永井児童センター</td><td>盛岡市永井18地割28番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部児童センター</td><td>盛岡市乙部8地割3番地4</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂児童センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立巻堀児童館</td><td>盛岡市巻堀字巻堀101番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立日戸児童館</td><td>盛岡市日戸字市の坪25番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立好摩児童館</td><td>盛岡市好摩字野中69番地85</td></tr> <tr><td>盛岡市立洪民児童館</td><td>盛岡市洪民字鶴塚103番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵児童センター</td><td>盛岡市上厨川字下川原72番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前北児童センター</td><td>盛岡市西見前18地割17番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立向中野児童センター</td><td>盛岡市向中野五丁目10番70号</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田児童センター</td><td>盛岡市上太田上吉本1番地1</td></tr> </tbody> </table> <p>2 児童館に次表のとおり分室を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立川目児童センター築川分室</td> <td>盛岡市川目第10地割78番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第17条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和7年条例第 号）</p> <p style="text-align: center;">この条例は、令和7年9月22日から施行する。</p>	名称	位置	盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号	盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号	盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号	盛岡市立下太田児童センター	盛岡市太田三丁目17番40号	盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号	盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号	盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号	盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号	盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字登坂長根41番地3	盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地	盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号	盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1	盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号	盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3	盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1	盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1	盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4	盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1	盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1	盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85	盛岡市立洪民児童館	盛岡市洪民字鶴塚103番地	盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2	盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1	盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号	盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1	名称	位置	盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1	<p>○盛岡市児童館条例</p> <p style="text-align: right;">昭和53年3月25日条例第19号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市児童館条例</p> <p>盛岡市児童館条例（昭和46年条例第18号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立青山児童センター</td><td>盛岡市青山二丁目6番11号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北児童センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川児童センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新児童センター</td><td>盛岡市南青山町6番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目児童センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮児童センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王児童センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王児童センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川児童センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園児童センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸児童センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田児童センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺児童センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下太田児童センター</td><td>盛岡市下太田榊14番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野児童センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘児童センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城児童センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵児童センター</td><td>盛岡市清水町13番34号</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ児童センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目14番36号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城西児童センター</td><td>盛岡市中屋敷町1番57号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北児童センター</td><td>盛岡市西下台町10番46号</td></tr> <tr><td>盛岡市立高松児童センター</td><td>盛岡市上田字登坂長根41番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立飯岡児童センター</td><td>盛岡市下飯岡11地割321番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田児童センター</td><td>盛岡市津志田中央二丁目11番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立湯沢児童センター</td><td>盛岡市湯沢6地割54番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立月が丘児童センター</td><td>盛岡市月が丘二丁目2番65号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前児童センター</td><td>盛岡市西見前13地割25番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内児童センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立手代森児童センター</td><td>盛岡市黒川6地割12番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園児童センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立永井児童センター</td><td>盛岡市永井18地割28番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部児童センター</td><td>盛岡市乙部8地割3番地4</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂児童センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立巻堀児童館</td><td>盛岡市巻堀字巻堀101番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立日戸児童館</td><td>盛岡市日戸字市の坪25番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立好摩児童館</td><td>盛岡市好摩字野中69番地85</td></tr> <tr><td>盛岡市立洪民児童館</td><td>盛岡市洪民字鶴塚103番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵児童センター</td><td>盛岡市上厨川字下川原72番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前北児童センター</td><td>盛岡市西見前18地割17番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立向中野児童センター</td><td>盛岡市向中野五丁目10番70号</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田児童センター</td><td>盛岡市上太田上吉本1番地1</td></tr> </tbody> </table> <p>2 児童館に次表のとおり分室を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立川目児童センター築川分室</td> <td>盛岡市川目第10地割78番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第17条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>	名称	位置	盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号	盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号	盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号	盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22	盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号	盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号	盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号	盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号	盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字登坂長根41番地3	盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地	盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号	盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1	盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号	盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3	盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1	盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1	盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4	盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1	盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1	盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85	盛岡市立洪民児童館	盛岡市洪民字鶴塚103番地	盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2	盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1	盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号	盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1	名称	位置	盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1
名称	位置																																																																																																																																																																																
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号																																																																																																																																																																																
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																																																																																																																																
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号																																																																																																																																																																																
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																																																																																
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号																																																																																																																																																																																
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																																																																																																																																
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																																																																																																																																
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																																																																																																																																																
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市太田三丁目17番40号																																																																																																																																																																																
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																																																																																
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																																																																																																
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																																																																																																
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号																																																																																																																																																																																
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号																																																																																																																																																																																
盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号																																																																																																																																																																																
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号																																																																																																																																																																																
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字登坂長根41番地3																																																																																																																																																																																
盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地																																																																																																																																																																																
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号																																																																																																																																																																																
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3																																																																																																																																																																																
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																																																																																																
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																																																																																																
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4																																																																																																																																																																																
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																																																																																																
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85																																																																																																																																																																																
盛岡市立洪民児童館	盛岡市洪民字鶴塚103番地																																																																																																																																																																																
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2																																																																																																																																																																																
盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号																																																																																																																																																																																
盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1																																																																																																																																																																																
名称	位置																																																																																																																																																																																
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																																																																																
名称	位置																																																																																																																																																																																
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号																																																																																																																																																																																
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																																																																																																																																
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号																																																																																																																																																																																
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																																																																																
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号																																																																																																																																																																																
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																																																																																																																																
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																																																																																																																																
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																																																																																																																																																
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22																																																																																																																																																																																
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																																																																																
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																																																																																																
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																																																																																																
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号																																																																																																																																																																																
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号																																																																																																																																																																																
盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号																																																																																																																																																																																
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号																																																																																																																																																																																
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字登坂長根41番地3																																																																																																																																																																																
盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地																																																																																																																																																																																
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号																																																																																																																																																																																
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3																																																																																																																																																																																
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																																																																																																
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																																																																																																
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4																																																																																																																																																																																
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																																																																																																
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85																																																																																																																																																																																
盛岡市立洪民児童館	盛岡市洪民字鶴塚103番地																																																																																																																																																																																
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2																																																																																																																																																																																
盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号																																																																																																																																																																																
盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1																																																																																																																																																																																
名称	位置																																																																																																																																																																																
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																																																																																

【第4条】盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程 平成5年6月28日条例第21号</p> <p>改正 略</p> <p>令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程 目次並びに第1条及び第2条 略 (施行地区に含まれる地域の名称)</p> <p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p> <p>太田一丁目の全部 太田二丁目の全部 太田三丁目の全部 太田四丁目の全部 太田五丁目の全部 太田六丁目の全部 太田七丁目の全部 太田八丁目の全部</p> <p>第4条から第26条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和7年条例第 号)</p> <p>この条例は、令和7年9月22日から施行する。</p>	<p>○盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程 平成5年6月28日条例第21号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程 目次並びに第1条及び第2条 略 (施行地区に含まれる地域の名称)</p> <p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p> <p>中太田泉田の一部 中太田北太田の一部 中太田新田の一部 下太田沢田の一部 下太田榊の一部 下太田下川原の一部 下太田新田の一部</p> <p>第4条から第26条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

【第5条】盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">○盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程 平成14年3月29日条例第13号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和7年 月 日条例第 号</p> <p style="text-align: center;">盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程</p> <p>目次並びに第1条及び第2条 略 (施行地区に含まれる地域の名称)</p> <p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p> <p>向中野六丁目の一部 向中野七丁目の一部 向中野八丁目の一部 北飯岡三丁目の一部 飯岡新田6地割の一部</p> <p>第4条から第26条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和7年条例第 号)</p> <p>この条例は、令和7年9月22日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">○盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程 平成14年3月29日条例第13号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程</p> <p>目次並びに第1条及び第2条 略 (施行地区に含まれる地域の名称)</p> <p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p> <p>向中野字石川町の一部 向中野字才川の一部 向中野字細谷地の一部 向中野字道明の一部 向中野字東道明の一部 向中野字幅の一部 向中野字鶴子の一部 津志田4地割の一部 津志田5地割の一部 飯岡新田5地割の一部 飯岡新田6地割の一部 飯岡新田8地割の一部</p> <p>第4条から第26条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

議案第 59 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、個人の市民税について所得割の納税義務者が特定親族を有する場合にその者の前年の総所得金額等から特定親族特別控除額を控除するとともに、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例を設けるほか、公示送達の方法を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 特定親族特別控除の創設

所得割の納税義務者が特定親族（同一生計の年齢19歳以上23歳未満で、合計所得金額が58万円以上 123万円以下の者。ただし控除対象扶養親族を除く。）を有する場合に、特定親族の合計所得金額に応じて特定親族特別控除を受けられるようにする。

	親族等の合計所得金額	改正前 控除額	改正後 控除額
特定扶養控除	58万円以下	45万円	45万円
特定親族特別控除（新設）	<u>58万円超 95万円以下</u>	—	<u>45万円</u>
	<u>95万円超 100万円以下</u>		<u>41万円</u>
	<u>100万円超 105万円以下</u>		<u>31万円</u>
	<u>105万円超 110万円以下</u>		<u>21万円</u>
	<u>110万円超 115万円以下</u>		<u>11万円</u>
	<u>115万円超 120万円以下</u>		<u>6万円</u>
	<u>120万円超 123万円以下</u>		<u>3万円</u>

(2) 加熱式たばこの課税標準の特例（換算方式の見直し）

ア 加熱式たばこを紙巻たばこの本数へ換算する方式を見直す。

改正前	次の①と②を合計し、本数とする ①フィルター等を除く重量 0.4 g を紙巻たばこ 0.5本と換算 ②消費税を除いた小売価格を紙巻たばこ 1 本当たりの平均価格で除した本数に 0.5を乗じて換算
改正後	次の①又は②により、紙巻たばこ 1 本に換算する ①紙その他これに類する材料で巻いたものの重量 0.35 g ②①以外の加熱式たばこ（カートリッジ式等）の重量 0.2 g

イ 換算方式の見直しによる激変緩和等の観点から、令和8年度において2段階で実施する。

令和8年4月から 改正前の換算本数× 0.5+改正後の換算本数× 0.5

令和8年10月から 改正後の換算本数

(3) 公示送達の方法の見直し

デジタル規制改革推進を踏まえ、公示送達の方法を現行の紙での掲示に加え、インターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧できるようにする。令和5年度税制改正時に地方税法が一部改正されたが、改正方法の詳細については総務省令に委任され、令和7年度税制改正において、総務省令により地方税法施行規則が一部改正されたことにより改めるもの。

3 施行期日

(1) 2-(1) 令和8年1月1日

(2) 2-(2) 令和8年4月1日

(3) 2-(3) 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略</p>
<p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第12条の6まで 略 (公示送達)</p>	<p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第12条の6まで 略 (公示送達)</p>
<p>第13条 法第20条の2の規定による公示送達は、<b>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</b>を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<b>公示事項が記載された書面を盛岡市公告式条例(平成16年条例第4号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする</b>ものとする。</p>	<p>第13条 法第20条の2の規定による公示送達は、<b>_____</b> _____ <b>盛岡市公告式条例(平成16年条例第4号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う</b> _____ <b>_____</b>ものとする。</p>
<p>第14条から第34条まで 略 (所得割の課税標準)</p>	<p>第14条から第34条まで 略 (所得割の課税標準)</p>
<p>第35条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。</p>	<p>第35条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。</p>
<p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</p>	<p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</p>
<p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p>	<p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p>
<p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第38条の2第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他 _____ 施行規則 _____ に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第38条の2第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他 <b>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</b>に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p>
<p>5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p>	<p>5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p>
<p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第38条の2第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第38条の2第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p>
<p>第36条 略 (所得控除)</p>	<p>第36条 略 (所得控除)</p>
<p>第36条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<b>扶養控除額又は特定親族特別控除額</b>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>	<p>第36条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額 <b>又は扶養控除額</b>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>
<p>第36条の3から第37条まで 略 (市民税の申告等)</p>	<p>第36条の3から第37条まで 略 (市民税の申告等)</p>
<p>第38条 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与」と総称する。)又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつ</p>	<p>第38条 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与」と総称する。)又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつ</p>





改正後	改正前
<p>以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称  (2) 特定配偶者の氏名  (3) 扶養親族又は特定親族の氏名  (4) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が施行令第48条の9の7の3において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p>以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称  (2) 特定配偶者の氏名  (3) 扶養親族の氏名  (4) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が施行令第48条の9の7の3において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>
第38条の3から第150条まで 略	第38条の3から第150条まで 略
附 則	附 則
第1条から第13条の3まで 略	第1条から第13条の3まで 略
(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)	
<p>第13条の4 令和8年4月1日以後に第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第84条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第85条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第86条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第84条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。</p>	
<p>(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</p>	
<p>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法</p>	
<p>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計</p>	

改正後	改正前
<p>し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第85条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこ併せて喫煙の用に供されるもの</p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第85条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの</p>	
<p>第14条から第41条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和7年条例第 号）</p> <p>（施行期日）</p>	<p>第14条から第41条まで 略</p> <p>附 則 略</p>
<p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第36条の2、第38条第1項ただし書、第38条の2の2第1項第3号及び第38条の2の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日</p> <p>(2) 附則第13条の3の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日</p> <p>(3) 第13条及び第35条第4項の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日</p> <p>（公示送達に関する経過措置）</p>	
<p>第2条 改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）第13条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。</p> <p>（市民税に関する経過措置）</p>	
<p>第3条 新条例第36条の2及び第38条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	
<p>2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第38条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第38条の2の2第1項第3号及び第38条の2の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。</p>	
<p>3 新条例第38条の2の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第38条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第38条の2の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき改正前の盛岡市市税条例（以下「旧条例」という。）第38条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第38条の2の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。</p>	
<p>4 新条例第38条の2の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第38条の2の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第38条の2の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。</p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p>	
<p>第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第13条の4第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。</p>	
<p>2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、盛岡市市税条例第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加</p>	

改正後	改正前
<p>熱式たばこに係る同条例第86条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第13条の4の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 盛岡市市税条例第86条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第13条の4第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数</p> <p>(2) 新条例附則第13条の4の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数</p> <p>3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p>	

## 議案第 60 号

盛岡市地区活動センター条例及び盛岡市地域交流活性化センター条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

松園地区活動センター等の料理実習室等並びに湯沢地域交流活性化センターの第2集会室及び料理実習室において、冷房を使用する場合に冷房料を徴収しようとするものである。

## 2 改正の内容

## (1) 第1条

エアコンを設置する松園地区活動センター外5施設の料理実習室等において、冷房を使用する際には第8条使用料別表に定める額の3割に相当する額を冷房料として徴収する。

第8条使用料別表（設置部屋抜粋）

区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
松園地区活動センター	料理実習室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
中野地区活動センター	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
緑が丘地区活動センター	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
山岸地区活動センター	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
本宮地区活動センター	第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
仁王地区活動センター	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

(2) 第2条

エアコンを設置する湯沢地域交流活性化センターの第2集会室及び料理実習室において、冷房を使用する際には第8条使用料別表第1号の表に定める額の3割に相当する額を冷房料として徴収する。

第8条使用料別表第1号の表（設置部屋抜粋）

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

3 施行期日

令和7年7月1日

【第1条】盛岡市地区活動センター条例 新旧対照表

改正後								改正前							
○盛岡市地区活動センター条例 昭和54年3月28日条例第9号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡市地区活動センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号) この条例は、令和7年7月1日から施行する。								○盛岡市地区活動センター条例 昭和54年3月28日条例第9号 改正 略 盛岡市地区活動センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略							
別表 (第8条関係)								別表 (第8条関係)							
区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
松園地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	松園地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円		料理実習室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円		第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
中野地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	中野地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円		第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
緑が丘地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	緑が丘地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円		第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
山岸地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	山岸地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円		第1集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
本宮地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	本宮地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円		第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円		第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
仁王地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	仁王地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円		集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
備考	1 体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額の3倍に相当する額を使用料として徴収する。 2 暖房(次に掲げるセンターにあつては、冷暖房)を使用する場合には、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料(当該センターにあつては、冷房料又は暖房料)として徴収する。 (1) 青山地区活動センター(体育館を除く。) (2) 仙北地区活動センター							備考	1 体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額の3倍に相当する額を使用料として徴収する。 2 暖房(次に掲げるセンターにあつては、冷暖房)を使用する場合には、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料(当該センターにあつては、冷房料又は暖房料)として徴収する。 (1) 青山地区活動センター(体育館を除く。) (2) 仙北地区活動センター						

改正後	改正前
(3) 厨川地区活動センター (集会室に限る。)	(3) 厨川地区活動センター (集会室に限る。)
(4) 松園地区活動センター (体育館を除く。)	(4) 松園地区活動センター (第1集会室に限る。)
(5) 加賀野地区活動センター (体育館を除く。)	(5) 加賀野地区活動センター (体育館を除く。)
(6) 中野地区活動センター (体育館を除く。)	(6) 中野地区活動センター (第2集会室に限る。)
(7) みたけ地区活動センター (体育館を除く。)	(7) みたけ地区活動センター (体育館を除く。)
(8) 太田地区活動センター (体育館を除く。)	(8) 太田地区活動センター (体育館を除く。)
(9) 緑が丘地区活動センター (体育館を除く。)	(9) 緑が丘地区活動センター (第2集会室に限る。)
(10) 山岸地区活動センター (体育館を除く。)	(10) 山岸地区活動センター (第1集会室に限る。)
(11) 本宮地区活動センター (体育館を除く。)	(11) 本宮地区活動センター (第1集会室に限る。)
(12) 仁王地区活動センター (体育館を除く。)	(12) 仁王地区活動センター (集会室に限る。)

【第2条】盛岡市地域交流活性化センター条例 新旧対照表

改正後	改正前																																																																																																		
○盛岡市地域交流活性化センター条例 平成25年3月27日条例第14号 改正 略 <b>令和7年 月 日条例第 号</b> 盛岡市地域交流活性化センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略 <b>附 則 (令和7年条例第 号)</b> <b>この条例は、令和7年7月1日から施行する。</b>	○盛岡市地域交流活性化センター条例 平成25年3月27日条例第14号 改正 略 盛岡市地域交流活性化センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略																																																																																																		
別表 (第8条関係) (1) 湯沢地域交流活性化センター	別表 (第8条関係) (1) 湯沢地域交流活性化センター																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>正午から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1集会室</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> <td>2,800円</td> <td>5,000円</td> <td>5,800円</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	第1集会室	2,300円	3,000円	2,800円	5,000円	5,800円	7,500円	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>正午から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1集会室</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> <td>2,800円</td> <td>5,000円</td> <td>5,800円</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	第1集会室	2,300円	3,000円	2,800円	5,000円	5,800円	7,500円	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																										
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																																																																																													
第1集会室	2,300円	3,000円	2,800円	5,000円	5,800円	7,500円																																																																																													
第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																																																																																													
第1集会室	2,300円	3,000円	2,800円	5,000円	5,800円	7,500円																																																																																													
第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
備考 1 第1集会室の2分の1を使用する場合には、この表に掲げる額の5割に相当する額を使用料として徴収する。 2 <b>冷暖房</b> を使用する場合は、この表に掲げる額の3割(第1集会室の2分の1を使用する場合は、1割5分)に相当する額を <b>冷房料又は暖房料</b> として徴収する。	備考 1 第1集会室の2分の1を使用する場合には、この表に掲げる額の5割に相当する額を使用料として徴収する。 2 <b>暖房(第1集会室にあっては、冷暖房)</b> を使用する場合は、この表に掲げる額の3割(第1集会室の2分の1を使用する場合は、1割5分)に相当する額を <b>暖房料(第1集会室にあっては、冷房料又は暖房料)</b> として徴収する。																																																																																																		
(2) 永井地域交流活性化センター	(2) 永井地域交流活性化センター																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>正午から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>2,700円</td> <td>3,600円</td> <td>3,200円</td> <td>5,900円</td> <td>6,800円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>第1集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第3集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第4集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第5集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	大ホール	2,700円	3,600円	3,200円	5,900円	6,800円	9,000円	第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>正午から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>2,700円</td> <td>3,600円</td> <td>3,200円</td> <td>5,900円</td> <td>6,800円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>第1集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第3集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第4集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第5集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	大ホール	2,700円	3,600円	3,200円	5,900円	6,800円	9,000円	第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																																																																																													
大ホール	2,700円	3,600円	3,200円	5,900円	6,800円	9,000円																																																																																													
第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																																																																																													
大ホール	2,700円	3,600円	3,200円	5,900円	6,800円	9,000円																																																																																													
第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
備考 冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。	備考 冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。																																																																																																		

議案第 61 号

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

厨川児童センターの移転に伴い当該施設の位置を改め、城西児童センターを廃止するとともに、厨川児童センター城西分室を設置しようとするものである。

2 改正の内容

盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画に基づき、厨川児童センターは厨川小学校の大規模改修工事に併せて城西児童センターの機能を統合し、厨川小学校内に整備する。

また、城西児童センターは、地元及び利用者からの要望を受け、経過的な措置として最長令和11年度まで厨川児童センターの分室に改め運営する。なお、分室は子どもの居場所としての機能に限定するため、開館時間を午後1時（土曜日は午前8時）から午後6時30分まで、休館日を日曜日、祝日、12月30日から翌年1月3日までとする。

3 施行期日

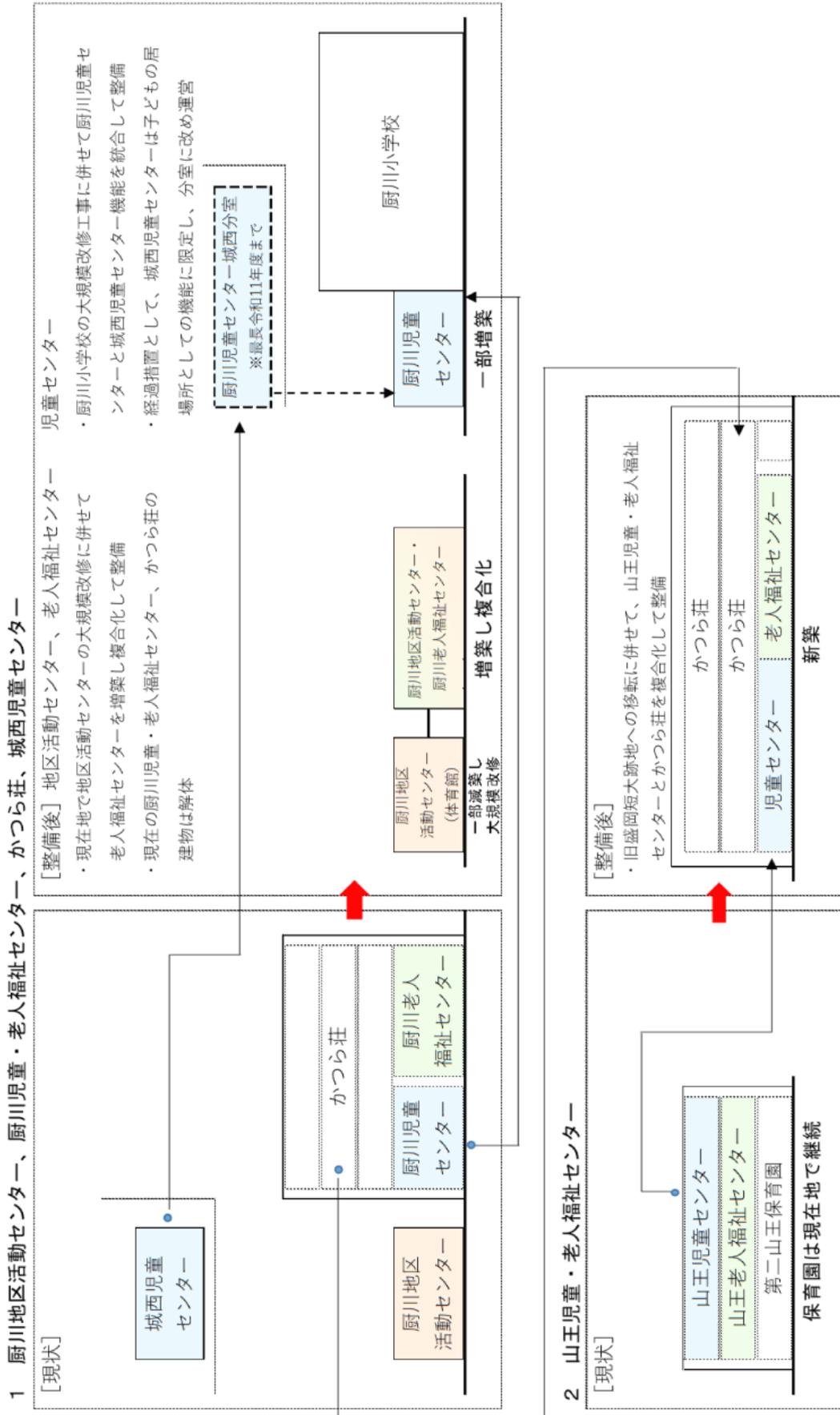
令和8年4月1日

(参考1) 位置図



(参考2) 各施設の現状と整備後のイメージ

## 各施設の現状と整備後のイメージ



盛岡市児童館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																																																																																																																																
<p>○盛岡市児童館条例 昭和53年3月25日条例第19号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市児童館条例 盛岡市児童館条例（昭和46年条例第18号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （設置）</p> <p>第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立青山児童センター</td><td>盛岡市青山二丁目6番11号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北児童センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川児童センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新児童センター</td><td>盛岡市南青山町6番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目児童センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮児童センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王児童センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王児童センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川児童センター</td><td>盛岡市前九年一丁目2番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園児童センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸児童センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田児童センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺児童センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下太田児童センター</td><td>盛岡市下太田榊14番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野児童センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘児童センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城児童センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵児童センター</td><td>盛岡市清水町13番34号</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ児童センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目14番36号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北児童センター</td><td>盛岡市西下台町10番46号</td></tr> <tr><td>盛岡市立高松児童センター</td><td>盛岡市上田字登坂長根41番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立飯岡児童センター</td><td>盛岡市下飯岡11地割321番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田児童センター</td><td>盛岡市津志田中央二丁目11番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立湯沢児童センター</td><td>盛岡市湯沢6地割54番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立月が丘児童センター</td><td>盛岡市月が丘二丁目2番65号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前児童センター</td><td>盛岡市西見前13地割25番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内児童センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立手代森児童センター</td><td>盛岡市黒川6地割12番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園児童センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立永井児童センター</td><td>盛岡市永井18地割28番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部児童センター</td><td>盛岡市乙部8地割3番地4</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂児童センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立巻堀児童館</td><td>盛岡市巻堀字巻堀101番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立日戸児童館</td><td>盛岡市日戸字市の坪25番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立好摩児童館</td><td>盛岡市好摩字野中69番地85</td></tr> <tr><td>盛岡市立洪民児童館</td><td>盛岡市洪民字鶴塚103番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵児童センター</td><td>盛岡市上厨川字下川原72番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前北児童センター</td><td>盛岡市西見前18地割17番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立向中野児童センター</td><td>盛岡市向中野五丁目10番70号</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田児童センター</td><td>盛岡市上太田上吉本1番地1</td></tr> </tbody> </table> <p>2 児童館に次表のとおり分室を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立川目児童センター築川分室</td> <td>盛岡市川目第10地割78番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立厨川児童センター城西分室</td> <td>盛岡市中屋敷町1番57号</td> </tr> </tbody> </table> <p>（開館時間）</p>	名称	位置	盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号	盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号	盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年一丁目2番1号	盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号	盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22	盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号	盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号	盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号	盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字登坂長根41番地3	盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地	盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号	盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1	盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号	盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3	盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1	盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1	盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4	盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1	盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1	盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85	盛岡市立洪民児童館	盛岡市洪民字鶴塚103番地	盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2	盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1	盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号	盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1	名称	位置	盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市立厨川児童センター城西分室	盛岡市中屋敷町1番57号	<p>○盛岡市児童館条例 昭和53年3月25日条例第19号 改正 略</p> <p>盛岡市児童館条例 盛岡市児童館条例（昭和46年条例第18号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （設置）</p> <p>第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立青山児童センター</td><td>盛岡市青山二丁目6番11号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北児童センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川児童センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新児童センター</td><td>盛岡市南青山町6番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目児童センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮児童センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王児童センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王児童センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川児童センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園児童センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸児童センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田児童センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺児童センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下太田児童センター</td><td>盛岡市下太田榊14番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野児童センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘児童センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城児童センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵児童センター</td><td>盛岡市清水町13番34号</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ児童センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目14番36号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城西児童センター</td><td>盛岡市中屋敷町1番57号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北児童センター</td><td>盛岡市西下台町10番46号</td></tr> <tr><td>盛岡市立高松児童センター</td><td>盛岡市上田字登坂長根41番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立飯岡児童センター</td><td>盛岡市下飯岡11地割321番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田児童センター</td><td>盛岡市津志田中央二丁目11番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立湯沢児童センター</td><td>盛岡市湯沢6地割54番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立月が丘児童センター</td><td>盛岡市月が丘二丁目2番65号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前児童センター</td><td>盛岡市西見前13地割25番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内児童センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立手代森児童センター</td><td>盛岡市黒川6地割12番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園児童センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立永井児童センター</td><td>盛岡市永井18地割28番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部児童センター</td><td>盛岡市乙部8地割3番地4</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂児童センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立巻堀児童館</td><td>盛岡市巻堀字巻堀101番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立日戸児童館</td><td>盛岡市日戸字市の坪25番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立好摩児童館</td><td>盛岡市好摩字野中69番地85</td></tr> <tr><td>盛岡市立洪民児童館</td><td>盛岡市洪民字鶴塚103番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵児童センター</td><td>盛岡市上厨川字下川原72番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前北児童センター</td><td>盛岡市西見前18地割17番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立向中野児童センター</td><td>盛岡市向中野五丁目10番70号</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田児童センター</td><td>盛岡市上太田上吉本1番地1</td></tr> </tbody> </table> <p>2 児童館に次表のとおり分室を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立川目児童センター築川分室</td> <td>盛岡市川目第10地割78番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（開館時間）</p>	名称	位置	盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号	盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号	盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号	盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22	盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号	盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号	盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号	盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号	盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字登坂長根41番地3	盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地	盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号	盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1	盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号	盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3	盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1	盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1	盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4	盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1	盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1	盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85	盛岡市立洪民児童館	盛岡市洪民字鶴塚103番地	盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2	盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1	盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号	盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1	名称	位置	盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1
名称	位置																																																																																																																																																																																
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号																																																																																																																																																																																
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																																																																																																																																
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号																																																																																																																																																																																
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																																																																																
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号																																																																																																																																																																																
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年一丁目2番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																																																																																																																																
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																																																																																																																																
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																																																																																																																																																
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22																																																																																																																																																																																
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																																																																																
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																																																																																																
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																																																																																																
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号																																																																																																																																																																																
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号																																																																																																																																																																																
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号																																																																																																																																																																																
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字登坂長根41番地3																																																																																																																																																																																
盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地																																																																																																																																																																																
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号																																																																																																																																																																																
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3																																																																																																																																																																																
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																																																																																																
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																																																																																																
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4																																																																																																																																																																																
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																																																																																																
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85																																																																																																																																																																																
盛岡市立洪民児童館	盛岡市洪民字鶴塚103番地																																																																																																																																																																																
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2																																																																																																																																																																																
盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号																																																																																																																																																																																
盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1																																																																																																																																																																																
名称	位置																																																																																																																																																																																
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立厨川児童センター城西分室	盛岡市中屋敷町1番57号																																																																																																																																																																																
名称	位置																																																																																																																																																																																
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号																																																																																																																																																																																
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																																																																																																																																
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号																																																																																																																																																																																
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																																																																																
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号																																																																																																																																																																																
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																																																																																																																																
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																																																																																																																																
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																																																																																																																																																
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22																																																																																																																																																																																
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																																																																																
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																																																																																																
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																																																																																																
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号																																																																																																																																																																																
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号																																																																																																																																																																																
盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号																																																																																																																																																																																
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号																																																																																																																																																																																
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字登坂長根41番地3																																																																																																																																																																																
盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地																																																																																																																																																																																
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号																																																																																																																																																																																
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号																																																																																																																																																																																
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3																																																																																																																																																																																
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																																																																																																
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																																																																																																
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4																																																																																																																																																																																
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																																																																																																
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85																																																																																																																																																																																
盛岡市立洪民児童館	盛岡市洪民字鶴塚103番地																																																																																																																																																																																
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2																																																																																																																																																																																
盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1																																																																																																																																																																																
盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号																																																																																																																																																																																
盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1																																																																																																																																																																																
名称	位置																																																																																																																																																																																
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																																																																																

改正後	改正前
<p>第3条 児童館の開館時間は、<b>次の各号に掲げる児童館の区分に応じ、当該各号に定めるとおり</b>とする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する児童館にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第8条の3から第9条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p><b>(1) 次号及び第3号に掲げる児童館以外の児童館 午前9時から午後9時まで</b></p> <p><b>(2) 盛岡市立巻堀児童館、盛岡市立日戸児童館、盛岡市立好摩児童館及び盛岡市立洪民児童館（次条第2号において「巻堀児童館等」という。） 午前10時30分（盛岡市立巻堀児童館にあつては、午前8時）から午後7時（土曜日にあつては、午後6時）まで</b></p> <p><b>(3) 盛岡市立厨川児童センター城西分室 午後1時（土曜日にあつては、午前8時）から午後6時30分まで</b></p> <p>（休館日）</p>	<p>第3条 児童館の開館時間は、<b>午前9時から午後9時まで</b>とする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する児童館にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第8条の3から第9条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p><b>2 前項の規定にかかわらず、盛岡市立巻堀児童館、盛岡市立日戸児童館、盛岡市立好摩児童館及び盛岡市立洪民児童館（以下「巻堀児童館等」という。）の開館時間は、午前10時30分（盛岡市立巻堀児童館にあつては、午前8時）から午後7時（土曜日にあつては、午後6時）までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</b></p> <p>（休館日）</p>
<p>第4条 児童館の休館日は、<b>次の各号に掲げる児童館の区分に応じ、当該各号に定める日</b>とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。</p> <p><b>(1) 次号及び第3号に掲げる児童館以外の児童館 12月30日から翌年の1月3日までの日</b></p> <p><b>(2) 巻堀児童館等 次に掲げる日</b></p> <p><b>ア 日曜日</b></p> <p><b>イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</b></p> <p><b>ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）</b></p> <p><b>(3) 盛岡市立厨川児童センター城西分室 次に掲げる日</b></p> <p><b>ア 日曜日</b></p> <p><b>イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日</b></p> <p><b>ウ 12月30日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）</b></p>	<p>第4条 児童館の休館日は、<b>12月30日から翌年の1月3日までの日</b>とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。</p> <p><b>2 前項の規定にかかわらず、巻堀児童館等の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。</b></p> <p><b>(1) 日曜日</b></p> <p><b>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</b></p> <p><b>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</b></p>
<p>第5条から第14条まで 略 （指定管理者の業務）</p> <p>第15条 児童館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <b>第3条 ただし書</b>の規定に基づき、開館時間を変更すること。</p> <p>(2) <b>第4条 ただし書</b>の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。</p> <p>(3) 第5条第1項の許可を行うこと。</p> <p>(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</p> <p>(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは児童館からの退去を命ずること。</p> <p>(7) 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにすること。</p> <p>(8) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、児童館の管理に関すること。</p> <p>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p>	<p>第5条から第14条まで 略 （指定管理者の業務）</p> <p>第15条 児童館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <b>第3条第1項ただし書又は第2項ただし書</b>の規定に基づき、開館時間を変更すること。</p> <p>(2) <b>第4条第1項ただし書又は第2項ただし書</b>の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。</p> <p>(3) 第5条第1項の許可を行うこと。</p> <p>(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</p> <p>(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは児童館からの退去を命ずること。</p> <p>(7) 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにすること。</p> <p>(8) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、児童館の管理に関すること。</p> <p>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p>
<p>第16条及び第17条 略 附則 略</p>	<p>第16条及び第17条 略 附則 略</p>

改正後	改正前
附 則（令和7年条例第 号） この条例は、令和8年4月1日から施行する。	

議案第 71 号

専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市市税条例の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

第 217回通常国会において「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」について、可決、成立し公布されたことに伴い、盛岡市市税条例の一部を改正する必要が生じることから、地方自治法第 179条第 1 項の規定に基づく専決処分により改正をしたものである。

2 改正の内容

(1) 軽自動車税関係

原動機付自転車について、2025年11月から適用される新たな排出ガス規制への対応のため新たに設けられる「総排気量が 125cc以下かつ最高出力を 4.0kW（50cc相当）以下に制御したものの（新基準原付バイク）」について、第一種原動機付自転車（50cc原付）と同一の税率区分を適用し、種別割を年額 2,000円とする。

	総排気量	定格出力	税率（年額）	ナンバープレート
ア	50 cc以下	0.6 kW以下	2,000 円	白色
イ	50cc 超 90 cc以下	0.6 kW超 0.8 kW以下	2,000 円	黄色
ウ	<b>125 cc以下(最高出力 4.0 kW以下)</b>	—	<b>2,000 円</b>	<b>白色</b>
エ	90 cc超 125 cc以下	0.8kw 超 1.0 kW以下	2,400 円	桃色
オ	20 cc超	0.25kw 超	3,700 円	水色

※オは 3 輪以上のもの等

(2) 固定資産税・都市計画税関係

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額（2分の1）措置の手続きについて、マンション管理組合の管理者等から市長に必要書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用する。

(3) 国民健康保険税関係

ア 医療給付費分に係る課税限度額を現行の65万円から66万円に、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を現行の24万円から26万円とし、国民健康保険税全体としての課税限度額を下表のとおり、106万円から109万円に引き上げる。

区 分	改正前	改正後
医療給付費分	65万円	<b>66万円</b>
後期高齢者支援金分	24万円	<b>26万円</b>
介護納付金分	17万円	17万円
課税限度額	106万円	<b>109万円</b>

イ 低所得者世帯の軽減措置として用いる判定所得は、5割軽減に使われる29.5万円を30.5万円に、2割軽減に使われる54.5万円を56万円にそれぞれ引き上げる。

区 分	改正前	改正後
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	変更なし
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+29.5万円×被保険者数以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+ <b>30.5万円</b> ×被保険者数以下
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+54.5万円×被保険者数以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+ <b>56万円</b> ×被保険者数以下

3 施行期日

令和7年4月1日

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 <b>令和7年4月1日条例第27号</b></p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略</p>
<p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第7条まで 略 (市税に係る申告又は報告義務の承継) 第7条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第9条及び第9条の3の規定によつて市税に係る申告又は報告の義務を承継したものは、当該申告又は報告する場合次に掲げる事項をあわせて申告又は報告しなければならない。 (1) 相続人(包括受遺者を含む。)、民法(明治29年法律第89号)第951条の法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人(以下本条において「相続人等」という。)の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号、第81条第2項第2号、第81条の2第2項第1号、第129条第1号並びに第146条の2の2第1項第1号及び第2号において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない相続人等にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 限定相続をした相続人は相続によつて得た財産 (3) 相続人が2人以上ある場合は、各相続人について民法第900条から第902条までの規定によるその相続分 (4) 相続人等が市税に係る申告又は報告の義務を承継した年月日 第7条の3から第49条の2まで 略 第49条の3 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、施行令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。))若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。))、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 (2) 学校若しくは図書館の設立、養成所の指定、博物館の登録若しくは学術の研究を目的とする法人の登記の年月日又は当該学校、図書館、養成所、博物館若しくは学術の研究を目的とする法人の用に供する土地の区域変更の年月日 (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) 直接保育、教育若しくは寄宿舎の用に供し始めた時期、直接図書館若しくは養成所の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の用に供し始めた時期 (5) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途 第49条の4から第74条の7まで 略</p>	<p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第7条まで 略 (市税に係る申告又は報告義務の承継) 第7条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第9条及び第9条の3の規定によつて市税に係る申告又は報告の義務を承継したものは、当該申告又は報告する場合次に掲げる事項をあわせて申告又は報告しなければならない。 (1) 相続人(包括受遺者を含む。)、民法(明治29年法律第89号)第951条の法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人(以下本条において「相続人等」という。)の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号、第81条第2項第2号、第81条の2第2項第1号、第129条第1号並びに第146条の2の2第1項第1号及び第2号において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない相続人等にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 限定相続をした相続人は相続によつて得た財産 (3) 相続人が2人以上ある場合は、各相続人について民法第900条から第902条までの規定によるその相続分 (4) 相続人等が市税に係る申告又は報告の義務を承継した年月日 第7条の3から第49条の2まで 略 第49条の3 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、施行令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。))若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。))、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 (2) 学校若しくは図書館の設立、養成所の指定、博物館の登録若しくは学術の研究を目的とする法人の登記の年月日又は当該学校、図書館、養成所、博物館若しくは学術の研究を目的とする法人の用に供する土地の区域変更の年月日 (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) 直接保育、教育若しくは寄宿舎の用に供し始めた時期、直接図書館若しくは養成所の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の用に供し始めた時期 (5) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途 第49条の4から第74条の7まで 略</p>

改正後	改正前																		
<p>(種別割の税率)</p> <p>第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000円</p> <p>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円</p> <p>オ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額3,600円</p> <p>(イ) 3輪のもの 年額3,900円</p> <p>(ウ) 4輪以上のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">営業用</th> <th style="text-align: center;">自家用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用のもの</td> <td style="text-align: right;">年額 6,900円</td> <td style="text-align: right;">年額 1万800円</td> </tr> <tr> <td>貨物用のもの</td> <td style="text-align: right;">年額 3,800円</td> <td style="text-align: right;">年額 5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額3,600円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額2,400円</p> <p>(イ) その他のもの 年額5,900円</p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額6,000円</p> <p>第76条から第80条まで 略</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第81条 市長は、公益のために直接専用する軽自動車等のうち必要があると認められたものに対する種別割及び天災その他特別の事情がある者のうち必要があると認められたものに係る種別割を減免する。</p> <p>2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 軽自動車等の種別</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3) 主たる定置場</p> <p>(4) 原動機の型式</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第75条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)</p> <p>(6) 用途</p> <p>(7) 形状</p> <p>(8) 車両番号又は標識番号</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要があると認めた事項</p> <p>3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第81条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要があると認められたものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)</p> <p>又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)</p>	区分	営業用	自家用	乗用のもの	年額 6,900円	年額 1万800円	貨物用のもの	年額 3,800円	年額 5,000円	<p>(種別割の税率)</p> <p>第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウ)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウ)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額3,600円</p> <p>(イ) 3輪のもの 年額3,900円</p> <p>(ウ) 4輪以上のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">営業用</th> <th style="text-align: center;">自家用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用のもの</td> <td style="text-align: right;">年額 6,900円</td> <td style="text-align: right;">年額 1万800円</td> </tr> <tr> <td>貨物用のもの</td> <td style="text-align: right;">年額 3,800円</td> <td style="text-align: right;">年額 5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額3,600円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額2,400円</p> <p>(イ) その他のもの 年額5,900円</p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額6,000円</p> <p>第76条から第80条まで 略</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第81条 市長は、公益のために直接専用する軽自動車等のうち必要があると認められたものに対する種別割及び天災その他特別の事情がある者のうち必要があると認められたものに係る種別割を減免する。</p> <p>2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 軽自動車等の種別</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3) 主たる定置場</p> <p>(4) 原動機の型式</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力</p> <p>(6) 用途</p> <p>(7) 形状</p> <p>(8) 車両番号又は標識番号</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要があると認めた事項</p> <p>3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第81条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要があると認められたものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)</p> <p>又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)</p>	区分	営業用	自家用	乗用のもの	年額 6,900円	年額 1万800円	貨物用のもの	年額 3,800円	年額 5,000円
区分	営業用	自家用																	
乗用のもの	年額 6,900円	年額 1万800円																	
貨物用のもの	年額 3,800円	年額 5,000円																	
区分	営業用	自家用																	
乗用のもの	年額 6,900円	年額 1万800円																	
貨物用のもの	年額 3,800円	年額 5,000円																	

改正後	改正前
<p>が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該精神障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</p>	<p>が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該精神障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</p>
<p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p>	<p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p>
<p>2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<b>身体障害者若しくは</b>身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）<b>又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する</b>とともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢</p> <p>(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係</p> <p>(4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度</p> <p>(5) 運転免許証<b>又は</b>道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する<b>免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件</b></p> <p>(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的</p>	<p>2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<b>身体障害者又は</b>身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）<b>を提示する</b>とともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢</p> <p>(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係</p> <p>(4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度</p> <p>(5) 運転免許証<b>の番号、交付年月日及び</b>有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件</p> <p>(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的</p>
<p>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、<b>当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</b></p>	<p>3 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認めた書類の提出がある場合には、当該書類の提出）を</p>
<p>4 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認めた書類の提出がある場合には、当該書類の提出）を</p>	<p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。</p>
<p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。</p>	<p>第82条から第138条まで 略</p>
<p>(保険税の課税額)</p>	<p>(保険税の課税額)</p>
<p>第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p>	<p>第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p>
<p>(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険費特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限</p>	<p>(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険費特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限</p>

改正後	改正前
<p>る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>	<p>る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>
<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。</p>	<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。</p>
<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p>	<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。</p>
<p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。</p>	<p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。</p>
<p>第140条から第146条の10まで 略 (保険税の減額)</p>	<p>第140条から第146条の10まで 略 (保険税の減額)</p>
<p>第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p>	<p>第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p>
<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同項第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同項第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同項第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万5,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,340円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円</p>	<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同項第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同項第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同項第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万5,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,340円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円</p>



改正後	改正前
<p>1,280円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円</p> <p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該未就学児につき算定したもの（前項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる被保険者均等割額の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 3,300円</p> <p>イ 前項第2号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 5,500円</p> <p>ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 8,800円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 1万1,000円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 930円</p> <p>イ 前項第2号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 1,550円</p> <p>ウ 前項第3号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 2,480円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 3,100円</p> <p>3 保険税の納税義務者の世帯に出生被保険者が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 出生被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出生被保険者につき第140条及び第142条第1項第1号の規定により算定した基礎課税額の所得割額の12分の1の額に、当該出生被保険者の出生の予定日の属する月（以下この号において「出生予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出生予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 出生被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出生被保険者につき第142条第1項第2号の規定により算定した基礎課税額の被保険者均等割額（第1項の規定により同項第1号ア、第2号ア又は第3号アに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）の12分の1の額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 出生被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出生被保険者につき第140条及び第142条第2項第1号の規定により算定した後期高齢者支援金等課税額の所得割額の12分の1の額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 出生被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出生被保険者につき第142条第2項第2号の規定により算定した後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額（第1項の規定により同項第1号ウ、第2号ウ又は第3号ウに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）の12分の1の額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 出生被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出生被保険者につき第140条及び第142条第3項第1号の規定により算定した介護納付金課税額の所得割額の12分の1の額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 出生被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出生被保険者につき第142条第3項第2号の規定により算定した介護納付</p>	<p>1,280円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円</p> <p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該未就学児につき算定したもの（前項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる被保険者均等割額の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 3,300円</p> <p>イ 前項第2号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 5,500円</p> <p>ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 8,800円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 1万1,000円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 930円</p> <p>イ 前項第2号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 1,550円</p> <p>ウ 前項第3号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 2,480円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 3,100円</p> <p>3 保険税の納税義務者の世帯に出生被保険者が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 出生被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出生被保険者につき第140条及び第142条第1項第1号の規定により算定した基礎課税額の所得割額の12分の1の額に、当該出生被保険者の出生の予定日の属する月（以下この号において「出生予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出生予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 出生被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出生被保険者につき第142条第1項第2号の規定により算定した基礎課税額の被保険者均等割額（第1項の規定により同項第1号ア、第2号ア又は第3号アに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）の12分の1の額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 出生被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出生被保険者につき第140条及び第142条第2項第1号の規定により算定した後期高齢者支援金等課税額の所得割額の12分の1の額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 出生被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出生被保険者につき第142条第2項第2号の規定により算定した後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額（第1項の規定により同項第1号ウ、第2号ウ又は第3号ウに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）の12分の1の額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 出生被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出生被保険者につき第140条及び第142条第3項第1号の規定により算定した介護納付金課税額の所得割額の12分の1の額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 出生被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出生被保険者につき第142条第3項第2号の規定により算定した介護納付</p>

改正後	改正前
<p>金課税額の被保険者均等割額（第1項の規定により同項第1号オ、第2号オ又は第3号オに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>金課税額の被保険者均等割額（第1項の規定により同項第1号オ、第2号オ又は第3号オに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
<p>第147条の2から第150条まで 略</p>	<p>第147条の2から第150条まで 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>第1条から第7条の2の2まで 略</p>	<p>第1条から第7条の2の2まで 略</p>
<p>（新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき<b>申告等</b>）</p>	<p>（新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき<b>申告</b>）</p>
<p>第7条の3 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>第7条の3 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>（1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p>	<p>（1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p>
<p>（2） 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p>	<p>（2） 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p>
<p>（3） 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日</p>	<p>（3） 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日</p>
<p>（4） 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかつた理由</p>	<p>（4） 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかつた理由</p>
<p>2 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</p>	<p>2 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</p>
<p>第7条の4から第7条の9まで 略</p>	<p>第7条の4から第7条の9まで 略</p>
<p>（特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき<b>申告等</b>）</p>	<p>（特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき<b>申告</b>）</p>
<p>第7条の10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>第7条の10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>（1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p>	<p>（1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p>
<p>（2） 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</p>	<p>（2） 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</p>
<p>（3） 家屋の建築年月日及び登記年月日</p>	<p>（3） 家屋の建築年月日及び登記年月日</p>
<p>（4） 当該工事が完了した年月日</p>	<p>（4） 当該工事が完了した年月日</p>
<p>（5） 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>	<p>（5） 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>
<p><b>2 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</b></p>	
<p>第7条の11から第15条の2まで 略</p>	<p>第7条の11から第15条の2まで 略</p>
<p>（読替規定）</p>	<p>（読替規定）</p>
<p>第15条の3 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項、第17項、第19項、第24項、<b>若しくは第31項から第33項まで</b>、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>第15条の3 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項、第17項、第19項、第24項、<b>第31項、第32項若しくは第34項</b>、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>
<p>第16条から第41条まで 略</p>	<p>第16条から第41条まで 略</p>
<p>附 則 略</p>	<p>附 則 略</p>
<p><b>附 則（令和7年条例第27号）</b></p>	
<p><b>1 この条例は、公布の日から施行する。</b></p>	
<p><b>2 改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、</b></p>	

改正後	改正前
<p>令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第75条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p> <p>4 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	